

鳴門市省エネ家電買換え促進事業補助金 Q&A

事業概要

Q 事業の概要は？

A 家庭におけるエネルギー費用負担を軽減し、Co2 削減効果向上に資する省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫への買換えなどの支援を行う事業です。

Q なぜ省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）の補助を今から始めるのですか？

A 鳴門市の環境基本計画に基づき、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた太陽光パネルの設置やフェーズフリーの観点から蓄電池の補助を優先して実施してきましたが、昨今の物価高騰対策が特に必要と判断し、市民向けの施策として、生活支援と脱炭素化を図る観点から今回の補助制度を開始することといたしました。エアコンは暖房機能もあるため、夏だけではなく冬に向けた補助にもなると考えています。

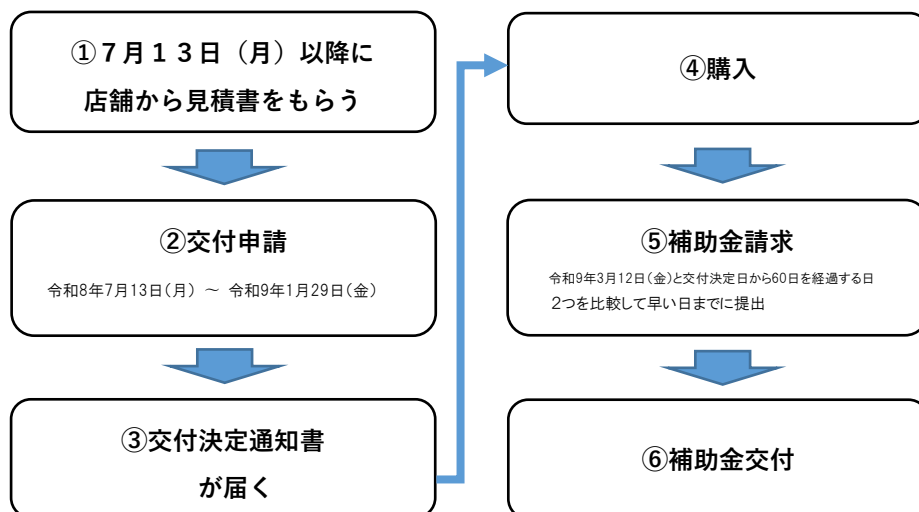
Q 使用可能な家電製品を買換える場合には、既存製品のリサイクル及び廃棄、新規製品の製造時に出るCO2などを考慮すると、温暖化対策にならないのでは？

A 約10年前の製品から買換えた場合の1年間の電気代の軽減効果は、冷蔵庫約21～30%、エアコン約14%であり、買換え後、長期使用で各家庭におけるエネルギー費用の負担軽減とCo2削減に寄与するものと考えています。

補助金交付までの手順

Q 申請から請求までの手順を教えてください。

A 下記を参考にしてください。



※③の交付決定通知書が届くまで、商品は購入しないで下さい。

補助金申請について

Q 交付申請はいつから可能ですか？

A 交付申請期間:令和8年7月13日(月)～令和9年1月29日(金)まで。

※ただし予算上限(2,500万円)に達した時点で終了します。

Q いつまでに補助金請求書を提出する必要がありますか？

A 次のいずれか早い日までです。

- ・令和9年3月12日(金)
- ・交付決定日から60日を経過する日

※交付決定通知書を受けた後に補助金の請求ができます。

Q 申請書は自分で提出しなければいけませんか？

A 代理での手続きも可能です。店舗等からの代理申請も認めています。

Q 補助金交付申請に必要な書類は？

A 下記の書類を提出して下さい。

- ・交付申請書(様式1)
- ・対象商品の見積書の写し
- ・カタログの写し等
- ・運転免許証等本人確認書類の写し
- ・令和8年1月2日以降に市内へ転居した者は令和8年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書

※郵送での申請も受け付けております。

Q 補助金請求に必要な書類は？

A 下記の書類を提出して下さい。

- ・交付請求書(様式3)
- ・領収書又はレシートの写し
- ・メーカー保証書の写し
- ・家電リサイクル券等、適切な処分を証明する書類(令和8年7月1日以降に処分した製品に限る)
- ・通帳等の写し(振込先口座がわかるもの)

※郵送での申請も受け付けております。

Q 審査結果は、交付・不交付どちらの場合も届きますか。結果は電話でも教えてもらえますか？

A 審査結果は、交付・不交付どちらの場合も郵送します。電話にて結果のお伝えは

できません。

Q 申請書はどこで手に入りますか？

A 市公式ウェブサイト(下記2次元バーコード)、市役所2階④環境政策課にて配布しています。



補助金交付の対象及び要件

Q 補助金を交付されるにはどのような要件がありますか？

A 次の要件すべてを満たす必要があります。

- ・ 鳴門市の住民基本台帳に登録されている者
- ・ 市税等の滞納がない者
- ・ 暴力団等と関係がない者
- ・ 他の補助金を受けていない者
- ・ 申請にあたり市が住民基本台帳及び市税の納付に関する公簿を確認することに同意できる者。

Q 鳴門市の住民基本台帳に登録、市税の滞納がないとはいつの時点ですか？

A 申請の時点です。

Q 申請時点で市税の滞納があり対象外となったが、市税完納後に申込みはできますか？

A 申込み可能です。

Q 住民票及び市税の納付状況について、証明書の提出が必要ですか？

A 申請書を提出する際、市が住民基本台帳及び市税の納付に関する公簿を確認することに同意いただければ、証明書の提出は不要です。ただし、同意いただけない場合は、それぞれの証明書を提出していただきます。令和8年1月2日以降に市内へ転居した者は令和8年1月1日に居住していた市区町村が発行した納税証明書を提出してください。

Q 非課税世帯でも申請は可能ですか？

A 可能です。

Q 鳴門市内で引っ越しを予定しており、現在の家で使用している古い家電を引っ越し時に処分し、引っ越し先に省エネ家電製品を設置したいが、対象になりますか？

A 対象になりません。市内の自らが居住する住宅に対象省エネ家電製品を設置し、当該住宅に設置されている旧家電製品との買換えが要件であることから、設置する住宅と買換える家電がある住宅は一緒である必要があります。

Q どんな家電が対象ですか？

A 新品（未使用）で、次の省エネ基準を満たすものです。

- ・ エアコン:省エネ基準達成率 100%以上（目標年度 2027 年度）
- ・ 冷蔵庫:省エネ基準達成率 100%以上（目標年度 2021 年度）

※それぞれの目標年度以外の製品は対象となりません。

※店舗に問い合わせさせていただくか、下記を参考にしてください。



100%以上が
補助対象となります

対象商品については下記及び
2次元バーコードより確認できます。
省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>



Q 省エネ基準達成度 100%とは何ですか？

A 現在、最も省エネ性能が優れた製品（トップランナー）をベースに、国が数年後の高い目標基準（エアコン 2027 年度、冷蔵庫 2021 年度）を設定しており、その目標基準をクリアすると「達成率 100%」以上として、国が認める「トップクラスに優秀なエコ製品」となります。

Q 購入回数等に制限はありますか？

A 一世帯につき 1 回限りです。

Q 現在 2 世帯住宅に居住しています。それぞれの世帯で申請は可能ですか？

A それぞれの世帯で買換えるものがあれば、世帯ごとに申請が可能です。

Q 居住している世帯の区別はどのように判断しますか？

A 住民基本台帳上の世帯で判断します。

Q 賃貸アパートに住んでいるが、対象となりますか？

A 対象となります。

Q 購入後の設置場所や処分する家電をどこで使用していたか等、条件はありますか？

A 市内に居住する住宅で使用する（処分・購入ともに同じ住宅内）ことが要件です。また、別宅（別荘）での処分や購入については対象外となります。

Q 店舗や事務所に設置した場合も対象となりますか？

A 対象外です。会社や法人等の申請は認めておりません。

Q 店舗兼住宅に居住しているが、対象となりますか？

A 対象家電の設置場所が店舗部分ではなく、住宅部分であれば対象となります。

Q 新規購入だけでは対象になりませんか？

A 必ず既存家電を廃棄し、同一品目の省エネ家電に買換えることが要件です。

Q 業務用の冷蔵庫やエアコンは対象になりますか？

A 省エネ基準達成率を満たしていれば対象です。

Q 電気冷凍庫は対象になりますか？

A 対象になりません。対象は冷蔵庫、エアコンです。

Q エアコンの室外機のみ買換えした場合は対象となりますか？

A 対象になりません。エアコン本体と一緒に買換えた場合は対象となります。

Q 買換え前の家電の条件はありますか？

A 買換え前の家電の性能や容量等は問いません。

Q キッチンの家電を処分して、リビングに省エネ家電を設置しました。補助の対象となりますか？

A 対象となります。同じ住居の中において、どの場所に設置するかは問いません。

Q 古い家電の処分はどうすればいいですか？

A 家電リサイクル法に基づき適切に処分し、その証明書類（リサイクル券控え等）が必要です。すでに処分した場合、令和8年7月1日以降であれば交付対象（要証明書類）とします。

Q 家電リサイクル券の排出者控をなくしてしまいました。補助申請はできますか？

A ①【料金販売店回収方式】の場合

回収した小売業者で家電リサイクル券の閲覧ができます。撮影し、添付してください。

②【料金郵便局振込方式】の場合

払込時に受け取る「振込払込請求書兼受領証」の写し、「(一社)家電製品協会家電リサイクル券センターの排出者向け引き取り確認の検索結果」の写しを添付してください。

Q どこで購入しても対象となりますか？

A 鳴門市内で家電製品を取り扱う店舗での購入に限られます。インターネット通販や未使用品の譲渡、リサイクルショップでの購入、リース等は対象となりません。

Q 補助金対象となる費用や各種割引に対してはどう扱いますか？

A 本体価格のみが対象で、運搬・撤去費用等は対象外です。下取りや売却した際に得た金額、現金・ポイント割引の利用は補助対象経費から差し引くことになります。購入時のポイント取得については補助金に影響がありません。

Q 親族や知人等に譲渡や売却して買換えましたが対象となりますか？

A 対象になりません。処分したことを証明する書類を得ることが必要です。

Q 購入するための資金にしたいので、先に補助金を受け取ることは可能ですか？

A 先に補助金を受け取ることはできません。対象省エネ家電への買換えを確認する必要があることから、購入後に領収書等必要書類を添付し、請求書を提出していただき、審査後、補助金が交付されます。

補助金額について

Q 補助金はいくらもらえますか？

A 下記を参考にしてください。

例) ①鳴門市内本店の店舗で購入の場合

エアコン本体価格	11万円	現金値引き	1万円
ポイント割引利用	1万円	支払い合計	9万円(税抜き)
補助額	4万5千円		

※本体価格から割引額を除いた支払い金額の50%(4万5千円)と市内本店の店舗から購入した補助上限(5万円)の低い額を適用。

例) ②鳴門市外本店の店舗で購入の場合

冷蔵庫本体価格	9万円	運搬費用	1万円
撤去費用	1万円	支払い合計	11万円(税抜き)
補助額	3万円		

※運搬・撤去費用を含めない本体価格の50%(4万5千円)と市外本店の店舗から購入した補助上限(3万円)の低い額を適用。

Q 補助金はいつ支払われますか？

A 家電の購入・設置・旧家電の処分後に補助金請求を行い、審査後に支払われます。請求から2週間程度で口座へ振り込む予定です。

その他

Q 来年度も実施しますか？

A 現在のところ、実施する予定はありませんが、実施する場合は、改めてお知らせいたします。

Q 家電を売ったり譲ったりすることは可能ですか？

A 設置から6年間は、譲渡・売却・貸付・担保設定などは禁止されています。違反した場合は補助金返還の対象となりますので、ご注意ください。

問い合わせ

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

鳴門市役所2階 環境政策課

電話088-684-0784 受付時間 平日 8:30～17:15